

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2020

月刊

中小企業レポート

3

No.520

長野県中小企業団体中央会

特集

進めよう！ニッポンの働き方改革





法人のお客さまの事業性資金にお役立てください。

けんしんBANK 地方創生ローン

- SDGsに取り組んでいる事業者さま
- 働き方改革への取り組みを実施している事業者さま
- 女性従業員の労働環境の改善に努めている事業者さまetc. に金利優遇いたします。

地域の魅力をプロデュースし、地域社会の新たな価値創造に尽くします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です

けんしんBANKの取組事例



3 すべての人に健康と福祉を

- 医療関連事業分野の融資推進



4 質の高い教育をみんなに

- 人材育成



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- 環境保全に対する取り組み
- 節電・省エネルギーに対する取り組み
- エコドライブの実践
- 廃棄物の削減



8 働きがいも経済成長も

- 経営支援全般
- 働き方改革支援
- しんくみ食のビジネスマッチング展
- 地域未来牽引企業への取引先企業の推進
- 事業承継支援
- 創業支援



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

- 企業の海外展開に係る支援
- 知的財産に関する課題解決支援
- 地域特化購入型クラウドファンディングサイト「Show Boat」の運営
- 6次産業化支援



11 住み続けられるまちづくりを

- 地域の活性化(地方創生)に関する取り組み
- ボランティア活動

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。



知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2020

3

No.520

- 2 **特集**
進めよう！ニッポンの働き方改革
- 8 **中央会インフォメーション**
- 16 **全中インフォメーション**
- 17 **市町村のイチオシ！**
千曲市
- 18 **好機逸すべからず**
株式会社Aizaki（須坂市）
株式会社オルゴール（下諏訪町）
- 20 **弁護士の話**
「相続人以外の特別の寄与制度」



〈表紙写真〉一目十万本あんずの里

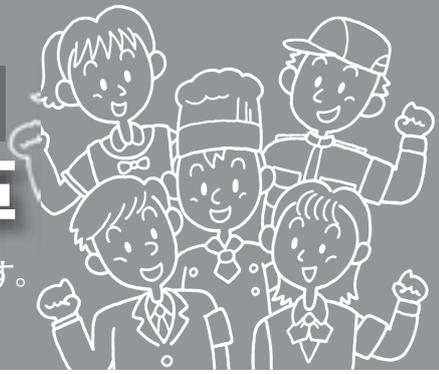
「あんずの里」の早春は、可憐な花が一斉に咲き誇り、里全体を淡いピンク色に彩ります。

「一目十万本」とうたわれるあんずの里は一見の価値がある風景です！

初夏にはたわわに実をつけ、再び私たちを魅了します。

進めよう！ ニッポンの働き方改革

長野労働局



令和2年4月1日から順次施行される働き方改革関連の法律についてご案内します。
各法律の施行日にご注意ください。

事業主の皆さまへ



**時間外労働の上限規制が2020年4月
から中小企業にも導入され、36協定の
様式も変更されます！**

長野労働局
(ホームページ)

検索

目的や内容で探す



・ 事業主の方



・ 働きたい方・働いている方



・ 外国人労働者の方
For Foreign Workers

仕事を探す

36協定

労災保険・雇用保険

就業規則

派遣・パート

職場のトラブル

雇料賃金
848円/時間
令和2年10月4日～

・ 雇料賃金の詳細

お役立ち情報

- ・ 法令・様式集
- ・ 派遣・売払情報

様式の種別と適用猶予の運用は次のとおりです

時間外労働が**限度時間**
(月45時間、年360時間*)
以内の場合。

① 原則

特別条項ありの場合は、
2枚セットで届出する必要
があります。

* 1年変形制採用の場合は、月42時間、年320時間

特別条項なし

様式第9号

特別条項あり

様式第9号の2
【1枚目】

+

様式第9号の2
【2枚目】

② 新技術・新商品等の
研究開発業務

様式第9号の3

③ 自動車運転者、
医師、建設業

様式第9号の4
(2024年3月まで)

④ 事業場外労働
あり

様式第9号の5

例えば、**運送会社**の場合、運転手については、様式9号の4（内容に変更なし）で、**運行管理者、事務員、倉庫作業員**などについては、様式9号または9号の2となります。

お問い合わせ先

所轄の労働基準監督署



様式第9号

36協定届の記載例

協定の「起算日」が、2019年（※中小企業は2020年）4月1日以降である協定から、新様式となります。

長野労働局のホームページでは、新様式や作成支援ツールなどをご案内しています。

時間外労働に関する協定届 (様式第9号)

協定の届出年月日 ○○○○年 3 月 12 日

協定の届出者である労働組合の名称 (労働組合の労働者の過半数を組織する労働組合) 又は労働者の過半数を代表する者の氏名 検査課主任 山田花子

協定の届出者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の届出方法 (投票による選挙)

協定の届出年月日 ○○○○年 3 月 15 日

労働者 田中太郎

工場長 田中太郎

協定の届出年月日	協定の届出者である労働組合の名称 (労働組合の労働者の過半数を組織する労働組合) 又は労働者の過半数を代表する者の氏名	協定の届出者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の届出方法 (投票による選挙)	協定の届出年月日	労働者の代表者 (労働者)		労働者の代表者 (労働者)		労働者の代表者 (労働者)		労働者の代表者 (労働者)	
				氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名
0000年 3 月 12 日	0000年 3 月 15 日	投票による選挙	0000年 3 月 12 日	田中太郎	工場長	田中太郎	工場長	田中太郎	工場長	田中太郎	工場長

様式第9号の2 (2枚目)
※1枚目省略

36協定届の記載例 (特別条項)

時間外労働が限度時間を超える場合、「9号の2」(2枚)を使用します。

臨時的な特別の事情がなければ、限度時間 (月45時間又は42時間・年360時間又は320時間) を超えることはできません。限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間にできる限り近づけるように努めてください。

時間外労働に関する協定届 (特別条項)

協定の届出年月日	協定の届出者である労働組合の名称 (労働組合の労働者の過半数を組織する労働組合) 又は労働者の過半数を代表する者の氏名	協定の届出者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の届出方法 (投票による選挙)	協定の届出年月日	労働者の代表者 (労働者)		労働者の代表者 (労働者)		労働者の代表者 (労働者)		労働者の代表者 (労働者)	
				氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名
0000年 3 月 12 日	0000年 3 月 15 日	投票による選挙	0000年 3 月 12 日	田中太郎	工場長	田中太郎	工場長	田中太郎	工場長	田中太郎	工場長

改正女性活躍推進法が施行されます！

- ★ 2020年(令和2年)4月1日以降、常時雇用する労働者数301人以上の事業主については、一般事業主行動計画の策定や情報公表の方法が順次変わります。
- ★ 2022年(令和4年)4月1日から、一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が常時雇用する労働者数101人以上の事業主まで拡大されます。(300人以下の事業主は現在努力義務です)

301人以上事業主：一般事業主行動計画の改正内容(2020年4月1日施行)

▶常時雇用する労働者数301人以上の事業主は、2020年4月1日以降が始期となる一般事業主行動計画を作成する際は、原則として、以下の①と②の区分ごとに1つ以上の項目を選択し、それぞれ関連する数値目標を定めた行動計画の策定届を、管轄の都道府県労働局まで届け出る必要があります。(電子申請、郵送、持参)

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女別の採用における競争倍率(区)
- ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
- ・男女別の配置の状況(区)
- ・男女別の将来の育成を目的とした教育訓練の受講の状況(区)
- ・管理職及び男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識その他の職場風土等に関する意識(区)(派:性別役割分担意識など職場風土等に関する意識)
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合
- ・男女別の1つ上位の職階へ昇進した労働者の割合
- ・男女の人事評価の結果における差異(区)
- ・セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談状況(区)(派)
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績(区)(派)
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績(区)
- ・男女別の職種若しくは雇用形態の転換者、再雇用者又は中途採用者を管理職へ登用した実績
- ・非正社員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況(区)
- ・男女の賃金の差異(区)

※上記の項目は状況把握項目を区分したものであり、下線は基礎項目(必ず把握すべき項目)です。(他は選択項目)

※「(区)」の表示のある項目：状況把握の際は、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要です。

※「(派)」の表示のある項目：労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、状況把握の際は、派遣労働者を含めて把握を行うことが必要です。

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異(区)
- ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合(区)
- ・男女別の育児休業取得率及び平均取得期間(区)
- ・男女別の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度(育児休業を除く)の利用実績(区)
- ・男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績
- ・労働者(※)の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間(健康管理時間)の状況
- ・労働者(※)の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間(健康管理時間)の状況(区)(派)
- ・有給休暇取得率(区)

(※)2020年4月1日以降、状況把握の際には、管理職を含む全労働者の労働時間を把握する必要がありますので、ご注意ください。

数値目標の例

近年、女性社員の採用も増えてきているが、管理職の女性は少なく、また、男女ともに長時間労働が課題である会社の場合

数値目標 1

①の区分に関する数値目標！

課長職より1つ下の職階の女性割合を20%から30%にする。

数値目標 2

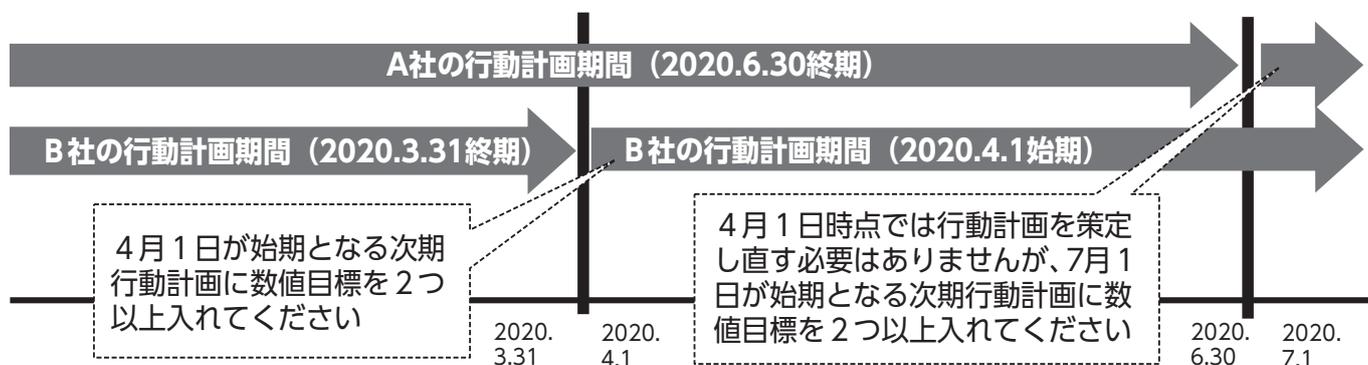
②の区分に関する数値目標！

毎月の平均残業時間を20時間以下にする。

- 状況把握・課題分析の結果、上記の①または②の区分のどちらか一方の取り組みが既に進んでおり、もう一方の取り組みを集中的に実施することが適当と認められる場合には、①または②のどちらかの区分から2項目以上を選択して、関連する数値目標を定めても構いません。

Q 2020年（令和2年）4月1日になったら、常時雇用する労働者301人以上の全事業主が一般事業主行動計画を策定し直さないといけないのでしょうか？

A 2020年（令和2年）4月1日以降に行動計画の始期を設定する301人以上の事業主は、数値目標を2つ以上定めた行動計画を策定し、策定届を都道府県労働局に提出する必要があります。



Q 2020年（令和2年）3月31日までに都道府県労働局に策定届（※）を提出する場合は、行動計画に定める数値目標は1つ以上でよいのでしょうか？

A 2020年（令和2年）3月31日までに策定届を提出する場合でも、行動計画の始期が2020年（令和2年）4月1日以降の場合は、数値目標を2つ以上定めた行動計画を策定する必要があります。

（※）策定届の新様式は、女性活躍推進法特集ページ（厚生労働省ホームページ内）に今後掲載する予定ですので、ご確認ください。

301人以上事業主：情報公表の改正内容（2020年6月1日施行）

▶2020年6月1日以降は、常時雇用する労働者数301人以上の事業主は、女性の活躍に関する情報公表についても、以下の①と②の区分から、それぞれ1項目以上選択して2項目以上情報公表する必要があります。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女別の採用における競争倍率(区)
- ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・役員に占める女性の割合
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派)
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ・男女別の育児休業取得率(区)
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派)
- ・有給休暇取得率
- ・有給休暇取得率(区)

※「(区)」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行うことが必要です。

※「(派)」の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行うことが必要です。

●併せて、上記の項目とは別に、以下の項目についても、女性活躍推進法に基づく公表が可能となります。

- ・女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に資する社内制度の概要
- ・労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する社内制度の概要

お問い合わせ先



長野労働局 雇用環境・均等室

〒380-8572 長野市中御所1-22-1

TEL 026-227-0125

FAX 026-227-0126

2020年(令和2年)6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されます！

パワーハラスメント防止措置が事業主の義務^(※)となります！

【労働施策総合推進法の改正・指針の内容】

※中小事業主は、2022年(令和4年)4月1日から義務化(それまでは努力義務)されます。早めの対応をお願いします！

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

職場におけるパワハラ の3要素	具体的な内容
①優越的な関係を背景 とした言動	<p>○当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務上の地位が上位の者による言動 ・同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの ・同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの 等
②業務上必要かつ相当 な範囲を超えた言動	<p>○社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの</p>
③労働者の就業環境が 害される	<p>○当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること</p> <p>○この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当</p>

■個別の事案について、その該当性を判断するに当たっては、当該事案における様々な要素(※)を総合的に考慮して判断することが必要です。

※当該言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、行為者の関係性、当該言動により労働者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等

■また、その判断に際しては、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要です。

お問い合わせ先



長野労働局 雇用環境・均等室

〒380-8572 長野市中御所1-22-1 TEL 026-227-0125 FAX 026-227-0126

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されます！

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません(義務)。

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと^(注1)
- ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと^(注1)
- ⑧再発防止に向けた措置を講ずること^(注2)

注1 事実確認ができた場合
注2 事実確認ができなかった場合も同様
注3 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者・行為者等のプライバシー^(注3)を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- ⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

事業主及び労働者の責務

以下の事項に努めることが、事業主・労働者の責務として法律上明確化されます。

【事業主の責務】

- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと等これに起因する問題(以下「ハラスメント問題」という。)に対する労働者の関心と理解を深めること
- その雇用する労働者が他の労働者^(※)に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと
- 事業主自身(法人の場合はその役員)がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者^(※)に対する言動に必要な注意を払うこと

【労働者の責務】

- ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者^(※)に対する言動に注意を払うこと
- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

※取引先等の他の事業主が雇用する労働者や、求職者も含まれます。

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることが、法律上禁止されます。

不利益取扱いの禁止は、事業所の規模を問わず、2020年(令和2年)6月1日から施行されます！

生産性向上を目指す皆様へ

働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など相次ぐ課題・制度変更を、

乗り越えようとする企業を応援 中小企業生産性革命推進事業

① 補助事業の一体的かつ機動的な運用

✓ ものづくり補助金

中小企業・小規模事業者が実施する設備投資にかかる費用の一部を補助

補助額 100万~1,000万円

補助率 中小 1/2 小規模 2/3

✓ 持続化補助金

小規模事業者が取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援

補助額 ~50万円、補助率 2/3

✓ IT導入補助金

バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がるITツール導入を支援

補助額 30万~450万円、補助率 1/2

通年で公募し、複数の締め切りを設けることで、十分な準備の上、都合のよいタイミングで申請・事業実施することが可能になります。また、当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

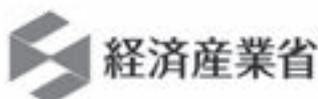
② 先進事例や支援策の周知・広報

上記以外の支援策も含め、生産性向上に関する
中小企業の先進事例を収集し、HP等で広く情報発信

③ 相談対応・ハンズオン支援

制度対応に係る相談に応じ、事業計画の策定段階から、
国内外の事業拡大等にかかる専門家支援やIT化促進支援を提供

令和元年度補正予算において中小機構に措置



中小企業生産性革命推進事業活用イメージ

ものづくり 補助金

補助対象

新製品や新サービスの提供のための機械設備購入やシステム構築など

採択事業者は、企業全体平均の

1.5倍の付加価値額増加率を達成！

成功事例

夫婦で営業するカフェが「クッキー生地で作った食べられるコーヒーカップ」を開発。補助金を活用して製造機械を導入し、従来の手作業から**生産効率を10倍に向上**。「インスタ映えする」と話題になり、全国チェーン店でも流通、**会社の売上が10倍以上に増加した**。

担当課：技術・経営革新課 (03-3501-1816)

持続化 補助金

補助対象

店舗の改装、ホームページの作成・改良、チラシ・カタログの作成、広告掲載など

採択事業者の

**97.5%が客数増、
96.0%が売上増**を実感！
※いずれも増加見込みを含む

成功事例

OEM生産と自社製品販売を行う木工所で、利益率を高めるべく、自社製品販売を強化。補助金を活用し、新商品の開発と、自社ブランドロゴマークを作成。事業終了後の1ヶ月で**26万円の受注**につながるなど、自社製品の比率が4%高まり、**利益率も向上**。

担当課：小規模企業振興課 (03-3501-2036)

IT導入 補助金

補助対象

バックオフィス効率化のためのITツール導入

採択事業者平均で、**労働生産性が24%増加
売上が16%増加
勤務時間は2%減少**

成功事例

事務業務担当の変更や後継者問題など、長年の勘から脱却するべく、補助金を活用して販売管理システムを導入。売上の多い得意先の需要予測や仕入れ単価の推移の見える化を行い、**売上が増加した**。

担当課：サービス政策課 (03-3580-3922)

※事務局が決まり次第、事務局HP、中小企業庁HPに掲載予定

お問合せ先

資料全体に関する問合せ窓口
03-3501-1816
中小企業庁技術・経営革新課

予算・税制に関する資料は、中小企業庁HPにも掲載！
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>



第35回長野県伝統工芸品展 ～信州の伝統工芸と出会う～を開催しました

～長野県伝統工芸品産業振興協議会～



35回目となる長野県伝統工芸品展が1月15日～1月21日の7日間、松本市の井上百貨店にて開催されました。1,800名を超える皆様にお越しいただき、県内で受け継がれる伝統工芸品に親しんでいただきました。県内全域の伝統工芸品が一堂に会し、職人と直にふれあう数少ない機会とあって会場は大いに賑わいました。

小学生の体験授業

会期中の平日には、井上百貨店近隣の小学校2校から4年生160名がクラスごとに来場し、飯山仏壇の金箔押しメダル作り、内山紙の紙すき体験を行いました。

金箔押しメダル作りでは、金箔の扱い方やきれいなメダルを作るためのコツに熱心に耳を傾けていました。



伝統的工芸品の職人による本格的実演

昨年に引き続き実施された本格的実演では、木曾漆器・南木曾ろくろ・信州紬の3つの工芸品が製作される過程が実演されました。普段目にするのことがない工芸品ができあがるまでの工程を来場者も興味深く見学されていました。



オリジナル作品が創れるワークショップ

会期中は、来場者が伝統工芸品の製作を体験できるワークショップも開催しました。昨年新たに長野県伝統的工芸品に指定された信州組子細工では、木片を繊細に組み合わせて作るコースターやアクセサリが作れるなど、工芸品の良さの伝わる様々なワークショップが行われました。



経営品質推進フォーラム－2019年度年次大会－ 表彰式及び受賞組織報告会が開催されました

～長野県経営品質協議会～

2月5日、長野市「ホテルメトロポリタン長野」にて、長野県内の企業経営者で構成されている長野県経営品質協議会（事務局：長野県中小企業団体中央会）が主催する「長野県経営品質推進フォーラム」が開催され、会員や一般参加者など約80名が出席しました。

フォーラムでは、長野県経営品質賞の表彰式が行われ、アルプス賞を東京精電株式会社（上田市）、奨励賞を株式会社あぶらや燈千（山ノ内町）、プロGRESS賞を株式会社ミナミサワ（長野市）が受賞し、賞状と楯が授与されました。

表彰式に続いて行われた受賞組織報告会では、受賞企業がそれぞれトップスピーチを行い、経営品質に取り組む姿勢をお話いただきました。

長野県経営品質協議会では、県内の活力ある組織や企業の育成指導・経営革新に向けての活動支援を推進するとともに、長野県経営品質賞として長野県経営品質大賞である長野県知事賞をはじめ、優秀賞、アルプス賞、奨励賞、プロGRESS賞、チャレンジ賞の6つの賞を用意し、好循環な競争力を高める活動を支援しています。

2019年度 長野県経営品質賞の評価ポイント

アルプス賞 東京精電株式会社

上田市に主要拠点を置く創業100年の電源変圧器、電源装置、試験機器などの設計・製造販売会社。

経営理念である「社員の幸せを求め、お客様と共に成長し繁栄していく」の実現を理想的な姿とし「幸福」「成長」「感謝」をキーワードに、会社の発展や社員満足につなげるものと意義付けている。



奨励賞 株式会社あぶらや燈千

山ノ内町に1961年創業。団体旅行客中心から個人旅行客主体旅館へと大きく舵を切り、先進的、革新的なサービスを提供することで上質感、非日常感、洗練された快適性の提供を追求。

企業理念を「お客様と共に笑顔をわかちあう」と定め、「わかちあい」を通じてお客様とのつながりを大切に、満足度のさらなる向上につながる理念の浸透に取り組んでいる。



プロGRESS賞 株式会社ミナミサワ

全国に商品を1～2日で供給できる技術力と業界大手との差別化を図り、後付け自動水栓を低コスト・短納期（ミナミサワ生産方式）で提供することで設備の保全を実現。

企業理念を「ものづくりは、人づくり、幸せづくり」と定めたミナミサワマインドを制定し、社員重視、顧客重視、社会との調和の原則と基本方針、行動基準を定め経営の方向性を明確にしている。



第10回地域再生大賞の優秀賞を受賞

～長野県時計宝飾眼鏡商業協同組合～

2月7日、東京都内にて第10回地域再生大賞の授賞式が行われ、長野県時計宝飾眼鏡商業協同組合が優秀賞を受賞されました。

「地域再生大賞」は、地域活性化に取り組む団体を支援するため、地方新聞46紙と共同通信が平成22年度に設けた賞で、産業・観光振興や伝統文化の発展など様々な取り組みを行う団体を表彰しています。

同組合は、機械式腕時計に関する修理技能者の減少に歯止めをかけようと、平成16年「信州匠の時計修理士」という独自の資格制度を創設しました。近年では資格制度が広く認知され、全国の若手技術者をはじめ外国人の方も修理技術を磨くため、資格取得を目指しています。



習得した修理技術を活かせるよう、組合では「タクミズム信州」というオリジナルブランドの機械式腕時計を販売し、需要喚起を行うとともに街の時計店の技術力向上にも貢献しています。地域に根差した地道な活動が評価され、今回の受賞となりました。

中澤理事長は、「こつこつと積み重ねてきたことを表彰していただき、勇気をいただいた。今後も、修理技能者を育成することで、社会貢献につなげていきたい」と今後の展望を話されました。

連合長野との懇談会を開催

2月18日、長野市「ホテルJALシティ長野」にて、連合長野（日本労働組合総連合会長野県連合会）と春季生活闘争申し入れ懇談会を開催しました。

本会より高木正雄副会長をはじめ労働問題協議会役員、長野地方最低賃金審議会委員、長野県労働委員会委員など11名が出席。連合長野から根橋美津人会長、副会長、事務局長など合わせて11名が出席し、根橋会長から高木副会長への申し入れを受け、活発な意見交換が行われました。

本会の会員構成員事業所を対象として年に2回、1月と7月に実施している景況アンケートでは、前年同時期に比べ景況感を「悪い」と回答した事業所が増加していることを説明し、



米中経済摩擦やイラン情勢など景況感悪化に危機感を抱いており、先行きの不透明感から慎重な対応をとる企業が多い現状が伝えられました。

要求基準等に関しては、慢性的な人材不足におかれ、働き方改革へ対応している中小企業・小規模事業者の現状を考慮していただくよう理解を求めました。

「信州商人塾」先進地視察を実施

～長野県商店街振興組合連合会～

昨年の9月から長野県商店街振興組合連合会では新たに「信州商人塾」という事業を立ち上げました。信州商人塾では、「地域商業の活性化」と「まち全体の活力向上」を担う次代の優れた人材を育成するとともに、商業者間の交流を深めることで商店街相互のネットワークの構築、交流促進を通して商業に対する多角的な思考力を養うことを目的としています。

講師に、上田市に事務所を構え中小企業診断士として活躍する滝澤恵一氏をお招きし、9月から3月まで月に1回のペースで全7回の講座を開講しています。会場は、長野市をはじめ上田市や佐久市など、県内各地で開講しています。

「信州商人塾」の第6回目となる今回の先進地視察は、県振連の視察事業と合同で行われ、2月21・22日の1泊2日の日程で熊本地震からの復興が進む熊本県熊本市の健軍商店街振興組合を視察し、13名が参加しました。

健軍商店街は、大規模なアーケード「ピアクレス」を有し、地元住民から親しまれています。

また、雨天でもイベントを実施できる強みを活かし、様々なイベントを実施することで街のにぎわいを作り出しています。

さらに、健軍ピアクレスアーケード内のほぼ中央に「よって館ね」というまちなか図書室を整備し、定期的に専門家による健康相談やボランティア講師による習い事教室も開催されています。

健軍商店街の有働理事長は、「全世代に関係のある健康を切り口に『医商連携』を進め、商店街に足を運んでいただく機会を増やしたい」と話されました。視察の後、長野県商店街振興組合連合会の参加者と健軍商店街振興組合の役員とで懇親交流会の場を持ち、情報交換をするとともに親交を深めました。

2日目は、熊本市内の視察を行い、復興の進む熊本城を視察しました。平成28年に発生した熊本地震の爪痕が残されている部分もありましたが、復興に向けて着実に進んでいる姿に、昨年の令和元年東日本台風によって被害を受けた長野県としても励まされる気持ちがしました。

長野県商店街振興組合連合会では、県内各地の商店街の活性化を目指し、今後も様々な事業に取り組んでまいります。



各支部にて新春講演会を開催

各支部では、2月上旬から中旬にかけて毎年、新春講演会を開催しています。支部会員の皆様が集う機会とさせていただくとともに、それぞれの支部において経済情勢や人材育成など幅広いテーマのもと講師をお呼びし開催しています。

下伊那支部（中田教一 下伊那支部長）

2月4日、飯田市「シルクホテル」にて開催しました。講師にテレビでも活躍されている経済ジャーナリストの須田慎一郎氏をお迎えし「どうなる日本!? 2020中小企業の明日を読む」と題し、イノベーションを経営や地域経済に繋げる重要性についてご講演いただきました。約60名の皆様にご出席いただきました。



佐久支部（阿部眞一 佐久支部長）

2月5日、佐久市「佐久グランドホテル」にて開催しました。講師にJSIセールス・イノベーション研究所のグレースかおり所長にお出でいただき、「人材育成による生産性向上～自分も職場も成長するリーダーの条件～」をテーマに職場でのコミュニケーションの重要性と安心感のある組織の生産性の高さについてお話しいただきました。40名を超える皆様にご参加いただきました。

松本・大北・木曽3支部合同（花村薫 松本支部長、太田純雄 大北支部長、重野信孝 木曽支部長）

2月6日、松本市「ホテルモンターニュ松本」にて開催しました。講師に拓殖大学の石平客員教授にお越しいたいただき、「中国の経済・政治情勢と今後の日中関係」と題して、中国国内の経済情勢やコロナウイルスによる習近平政権への影響などについてご講演いただきました。60名を超える皆様にご出席いただきました。



上伊那支部（酒井悟 上伊那支部長）

2月6日、伊那市「海老屋」にて開催しました。講師に拓殖大学国際学部の呉善花教授をお招きし、「日韓問題が地域経済に与える影響」をテーマに、韓国の国内事情や対日感情の悪化による日本への影響など韓国と日本の関係性についてお話しいただきました。約50名の皆様にご参加いただきました。

北信支部（宮崎正毅 北信支部長）

2月12日、中野市「魚がし」にて開催しました。講師に作家で経済評論家の渡邊哲也氏をお招きし、「今後の日本経済の行方～情報化社会の真実～」と題して、アメリカや中国との関係性についてお話しいただきました。約40名の皆様にご参加いただきました。





上小支部（清水貞男 上小支部長）

2月13日、上田市「ささや」にて開催しました。講師に一般社団法人国際セルフエステアカデミーの出口アヤ代表理事をお招きし、「組織におけるコミュニケーション形成の重要性」をテーマにご講演いただきました。約40名の皆様にご出席いただきました。

長野支部（夏目潔 長野支部長）

2月17日、長野市「ホテルメルパルク長野」にて開催しました。講師にスマイルワークス株式会社の代表取締役である村田祐造氏を迎え、「ラグビーワールドカップに学ぶ、最高のチームを作る方法」と題して講演いただきました。100名近い皆様にご参加いただきました。



諏訪支部（野村稔 諏訪支部長）

2月18日、諏訪市「ホテル紅や」にて開催しました。講師に全日本空輸株式会社の矢澤潤子執行役員中部支社長をお招きし、「ANAの挑戦～人づくり・組織づくり～」をテーマに、社員の自主性を引き出すための取組みなどについてお話しいただきました。70名を超える皆様にご参加いただきました。

めっき業界「未来を担う若手の集い」を開催

～長野県鍍金工業組合青年部～

2月21日、長野市「ホテルメトロポリタン長野」にて、全国鍍金工業組合連合会が主催する工業組合青年部交流会に合わせて開催された「未来を担う若手の集い」が長野県鍍金工業組合青年部の主催で執り行われました。

長野市の加藤久雄市長をはじめ、全国鍍金工業組合連合会の草間誠一郎副会長、長野県鍍金工業組合の服部俊直理事長にご来賓としてご参加いただくとともに、全国から集まった約100名が出席しました。

五分一流妻科神楽囃子保存会による獅子舞によって幕を開けた「未来を担う若手の集い」では、主催者である長野県鍍金工業組合青年部の西山衛青年部長が組合青年部の更なる飛躍の願いを込め挨拶を行いました。来賓のご挨拶に続いて各青年部代表者による鏡開きが行われ、各支部の紹介の間には、信州ブレイブウォリアーズチアリーダーのジャスパーズによるチアパフォーマンスが披露されるなど、青年部同士の親睦を深め長野県の良さを発信する機会となりました。



● 梶山経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会を開催

全国中央会は1月27日、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国商店街振興組合連合会とともに、「梶山経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会」を、都内ホテルにおいて開催しました。

全国中央会からは、森会長、平副会長（千葉県中央会会長）、阿部エネルギー・環境専門委員会副委員長（茨城県中央会会長）、佐藤専務理事が出席し、懇談会では、梶山弘志経済産業大臣、牧原秀樹経済産業副大臣、松本洋平経済産業副大臣、宮本周司大臣政務官等に対して、各団体代表者等が要望を行いました。

全国中央会からは、主に、「経済対策の着実な実施」「生産性向上・ものづくり対策の強化・知財の活用と保護」「労働・雇用・社会保険料対策の推進」「地方創生・まちづくりの推進」「事業承継支援施策の推進」「震災復興、豪雨・風水害等対策の拡充」「中小企業組合等連携組織対策の拡充」についての要望を行いました。



会議風景



開会挨拶をする森会長



司会を務める佐藤専務理事



梶山経済産業大臣



牧原経済産業副大臣



松本経済産業副大臣



宮本経済産業大臣政務官

なお、阿部エネルギー・環境専門委員会副委員長からは「中東情勢の緊迫化による原油等のエネルギー価格への影響など、中小・小規模事業者を取り巻く事業環境が一層厳しさを増しているなか、中小・小規模事業者が、生産性の向上を図るためには、設備投資や人材育成の強化、知財の活用と保護が必要不可欠であること。なかでも、『ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金』の実施にあたっては、経営上の課題解決に向けて取り組みやすく、かつ施策効果を高めるよう支援するため、十分な事業実施期間の確保と運用を、また、設備投資については、ITソリューション投資をはじめとした前向きな設備投資に資金が供給されるためにも、中小企業金融を支える重要な役割を果たしてきた商工中金の組織・機能を維持するとともに、その役割を大いに発揮できるよう、必要な措置を講じること」



要望する平副会長



阿部専門委員会副委員長

を要望しました。また、平副会長からは主に、「地方創生のために、地域の資源を活用し、地域の稼ぐ力を強化することが必要であること。そのためには、農商工連携や地域ブランド等の魅力ある地域資源活用支援策や地域資源の海外PRに関する支援策の拡充・強化」を要望しました。

第24回

市町村のイチオシ!



信州ならではの特色ある市町村のイチオシをご紹介します。



千曲市章(平成16年2月6日制定)

Chikuma City

千曲市

あんずの里へ行こう (3月下旬)

春遅い信州に桜より一足早く咲く、「一目十万本」とうたわれる日本一のあんずの里。元禄時代に松代藩が「咳止めの薬」として「杏仁」を重宝し、松代から森・倉科地区にあんずの苗木を配布し栽培を奨励しました。時を経た今日でも、里山一面を薄紅色に染め上げています。



早春の花 セツブンソウ (3月上旬~中旬)



長野県内最大級のセツブンソウ群生地があります。絶滅危惧Ⅱ種に指定されているとても貴重な花です。節分のひと月遅れに咲きはじめます。

美肌の湯 戸倉上山田温泉

善光寺参りの精進落としの湯として昔から親しまれ、開湯120年を超える戸倉上山田温泉。源泉が多く、その泉質の良さから「美肌の湯」や「温泉療法医がすすめる名湯百選」として知られ長野県屈指の温泉といえます。夏には花火大会や夏祭り、秋には果物狩り、冬には忘新年会など季節ごとの楽しみがあります。



千曲市長
岡田 昭雄

昨年より、おもてなしグルメ開発プロジェクトで、あんずを使った「パン」の開発に取り組んできました。近日中に、新たなグルメ「ちくまあんずコッペ」を販売します。

是非ご賞味ください。



好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 155

株式会社Aizaki (須坂市)

多種多様な金属部品を高精度に加工、
工場の未来形をめざすエンジニア集団。

通信用プラグから医療用の金属部品まで

株式会社Aizakiの歴史は古く、大正時代(1917年)に遡ります。東京都港区麻布に『通信用プラグ・ジャック』の町工場として創業。その後、戦争疎開で長野に工場を建設。戦後は高度成長とともに手がける製品分野を広げ、長野工場では、地元企業からの受注を着実に増やしていきました。転機が訪れたのはITバブル崩壊。首都圏からの仕事が激減し、このままでは共倒れになるという判断から、1998年、長野工場に全てを統廃合するという形で長野が本社になりました。2015年にはベトナム工場を竣工。グローバル化を視野に入れ、事業展開しています。



最新鋭の5軸加工機

同社のいちばんの強みは技術力。「国家技能士で溢れる工場へ！」を合言葉に精密機械加工の技術に磨きをかけています。製品分野も幅広く、スマホ、食品工場等の生産設備から、半導体関連、産業用機械、そして計測器などの精度を要求される金属部品まで、多品種を手がけています。

「多品種をやっていくために、当社はマシニング、旋盤、ワイヤーカットなどの加工機を持っています。複雑な加工を得意とし、技術者のレベルが高いと自負しています」と池田英平社長。より高精度を求められる医療分野や難削材の切削加工でも、すでに多くの実績を誇ります。

時代の先を読み、現場にフィードバック

平成26年度ものづくり補助金は、そんな医療分野からの次世代真空ポンプ等のニーズに対応するため、活用されました。導入したのは、最新鋭の5軸加工機、オイルミスト



工場内の様子

加工液発生装置、
コールドエアー
発生装置。これ



ロボットを積極的に導入

らを同時使用することにより、今までにない高速・高精度加工と無洗浄化の技術を開発。既存のお客様に対して、より高精度であることはもちろん、スピードアップとコストダウンの効果をもたらしました。こうした機械の導入メリットはお客様の新規開拓にも及び、今まで手がけたことのない航空機分野からの受注も獲得できたそうです。

「今後は、産業ロボットではなく協働ロボットの活用でもっと生産性が上がるのではないかと池田社長は将来について語ります。「多品種生産の現場でもロボットがワークの脱着ができるようになれば、人間はプログラムなどのクリエイティブな仕事に集中できます」。日本ではまだ先と思われていますが、ドイツ等では現実的な取組みが進んでいるそうです。さらに「当社はシステムエンジニアが2名在籍し、オリジナルの生産管理システムを構築しています。もちろんAIを意識したスマートファクトリーも視野に入れ、研究して



国家資格取得がひと目でわかる

います」。固定観念に縛られない池田社長の先読み発想。Aizakiの社名にはすでに「AI」が入っていました。



株式会社Aizaki

代表 代表取締役社長 池田英平
創業 1917(大正6)年4月
資本金 5,000万円
従業員数 48名
本社 須坂市墨坂南1丁目16番25号
TEL.026-245-5881 FAX.026-246-1371
事業内容 精密機械加工、通信用プラグ・ジャック製造/販売、音響用プラグ製造



好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 156

株式会社オルゴール（下諏訪町）

本物の音にこだわった「高品質オルゴール」を、手作り量産スタイルで広く世界のマーケットへ。

高品質オルゴールをつくるために独立

株式会社オルゴールの柴垣幹男社長は、オルゴールの世界的シェアを誇る大手企業に27年間勤務した後、こだわりのものづくりを一から自分



オルゴールのドラム部分

でやりたいと1997年に独立しました。「200年以上続く素晴らしい工業技術と音色の継承」を経営方針に掲げ、後継者を育成しながら、音にこだわった品質の高いオルゴールづくりを続けています。独立するまで勤務していた会社とはアウトソーシングの形で協力しつつ、独自のものづくり路線を歩んでいます。会社設立10年目からはインターネット販売を始め、海外マーケットを意識した戦略を展開しています。

同社の一番の強みは、オルゴール編曲の技術です。日本のポップスやオリジナル曲はもとより、海外から珍しい音源が持ち込まれても、オルゴールで美しく奏でられるよう編曲できます。オルゴール編曲は、まさしく、音を楽しむオルゴールづくりの中核技術です。

またオルゴールづくりで重要な「ドラム」部分の製作は、金型からプレスする量産スタイルではなく、ソフトを使用して一台ずつ切り起こし加工を行っています。このため、少ない台数の発注から対応できる反面、熟練の手作業に頼る部分が多く、技術継承と生産性の面で課題がありました。

平和産業だからこそ大切に広めていきたい



熟練が要求される音程調整

「音にこだわった高品質オルゴールをもっと広めていきたい」と同社は平成29年度ものづくり補助金を活用。「ドラム」の切り起こしから研磨、完

成までをどこまで自動化できるかをテーマに挑戦しました。

開発パートナーはオルゴール製作のノウハウを熟知したオリシス社。話し合いを重ね、フルオーダーの専用機を完成させました。これによって手作業の一部を自動化し、最終調整を人の手によって行うという、独自の「手作り量産」スタイルを確立。こだわり品質の維持と作業時間の短縮を両立させました。

こだわり品質のオルゴールづくりでは、人間の特殊技能が必要とされます。編曲作業や振動板の調律技能、最終の品質確認など、繊細な感性と熟練の技を持つ職人たちが同社の財産。この技をずっと継承していけるよう、人材育成にも力を入れていく考えです。

さらに手作り量産によって、販路拡大も期待できます。「オルゴールは平和な世の中の象徴」と柴垣社長。いま、豊かになりつつある東南アジア



ドラム加工を自動化した専用機

諸国へ向けて、外国語版WEBサイトの整備や英語対応スタッフの採用など、着々と海外への営業展開を準備中です。



株式会社オルゴール

代表 代表取締役社長 柴垣幹男
設立 1997（平成9）年4月
資本金 1,050万円
従業員数 10名
本社 諏訪郡下諏訪町湖浜6154-6
TEL.0266-27-0656 FAX.0266-28-4976
事業内容 オルゴール製造、販売



弁護士の話

相続人以外の 特別の寄与制度



弁護士 久保田明雄 (松本市)

1 相続法改正により新たに設けられた特別の寄与制度

民法の相続編が改正され、Ⅰ被相続人に対して、ⅰ無償でⅱ療養看護その他の労務の提供をしたⅲことによりⅳ被相続人の財産の維持または増加についてⅴ特別の寄与をしたⅵ被相続人の親族(特別寄与者)は、ⅶ相続の開始後(ⅱ相続の開始及び被相続人を知った時から6か月が経過するまで、またはⅱ相続開始の時から1年が経過するまで)、被相続人に対して特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(特別寄与料)の支払いを請求できるという「特別寄与の制度」が、新たに設けられました(民法1050条。なお、上記ローマ数字は、3の説明の便宜のため筆者が付したものです。)

この特別の寄与制度は、次項で述べる不公平さを解消し実質的衡平を図るため、被相続人の推定的意思に合致する場合も多いことから設けられたもので、既に、令和元年(2019年)7月1日以降に発生した相続に適用されています。

2 旧来の制度による取扱いの不都合さ

特別の寄与制度が問題となる典型例として、夫の老親を妻が亡くなるまで自宅で介護していたというものがあります(夫の親と養子縁組をしていない嫁が、舅・姑の面倒をみたというものです。)

この相続人ではない嫁による介護の貢献に報いるための従来の方法として、理屈上、A:被相続人(舅・姑)が、a嫁に対する(介護の)負担付贈与契約、有償の準委任契約など嫁へ報酬を支払う契約を嫁と締結すること、b遺言により嫁に遺贈をすること、c嫁と養子縁組をするということや(相続人として、遺産分割において療養看護等に関する寄与分の主張が可能となります。同法904条の2第1項)、B:夫の親の死後、嫁が、相続人らに対して、a準委任契約に基づく報酬請求、b事務管理に基づく費用償還請求、c不当利得返還請求をするという法律構成が考えられます。

しかし、上記A a~cは、被相続人の自由意思に依存しており、そもそも日本においてそれらのような契約を締結することはあまりないでしょう。上記Bの請求については、それぞれ理屈上難点があるか書面の合意が残っているような希少な場合でなければ証拠の点からも認めにくい上、介護をした嫁から夫の生存している親や夫の兄弟姉妹に対して、そのような請求を最終的には民事訴訟によって貫徹することは、今後の親族関係も考えると、事実上困難でしょう。

また、民法上、被相続人の療養看護に努めた者等の特別縁故者は、家庭裁判所の審判により相続財産から分与を受ける制度もありますが(958条の3)、これは、相続人がいる場合には適用を受けることができません。

そのため、家庭裁判所における遺産分割実務上は、相続人である夫の履行補助者としての妻の寄与行為を夫の寄与分算定において考慮していましたが(その場合でも、夫が親より先に死亡し、残された嫁が夫の老親の面倒をみていた場合は、この理屈で嫁の寄与を評価する方法がありませんでした。)

3 特別の寄与制度の適用を受けるための要件

本制度による請求権者は(左記1Ⅱ)、相続人以外の親族(六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族・民法725条)ですが、相続放棄をした者、相続人の欠格事由に該当する者または廃除によって相続権を失った者を除きます。

寄与の対象は(左記1Ⅰⅰⅱ)、相続開始までになされた、労務提供として例示がされている被相続人に対する療養看護の他(療養看護型)、家業に従事したこと(家業従事型)が該当しますが、被相続人に対して財産給付をしたことは含まれません。また、被相続人から対価を得ていたときは(当事者の認識、給付と労務提供の時期的・量的対応関係等を考慮して判断されます。)、無償性の要件を満たさず、この制度の適用を受けられません。

そして、寄与の程度は、1で述べた実質的衡平の理念及び被相続人の推定的意思への合致という制度趣旨からして、特別寄与者の貢献に報いるのが相当と認められる程度の顕著な貢献を意味するとされ、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情(相続債務の額、遺言の内容、各相続人の遺留分、特別寄与者が生前に受けていた対価性を有しない利益等)が考慮されます(左記1Ⅰⅴ)。

次に、特別寄与者の行為によって(因果関係、左記1Ⅰⅲ)、被相続人の資産の減少や負債の増加が回避されるか、資産の増加や負債の減少がもたらされたことが必要です(左記1Ⅰⅴ)。

4 特別寄与料の支払請求手続

1Ⅲで述べたように、特別寄与料の支払請求については、最長でも相続開始から1年という短い権利行使期間の制限があります(更新制度がある消滅時効ではなく、期間経過により例外なく権利行使ができなくなる除斥期間と解されています。)

また、相続人と特別寄与者との間で特別寄与料の支払義務の有無や額について協議が整わない場合、少なくとも相続人一人の住所等を管轄する家庭裁判所に対する特別の寄与に関する処分の調停申し立て、被相続人の最後の住所地等の家庭裁判所に対する特別の寄与に関する処分の審判申立が必要になります。

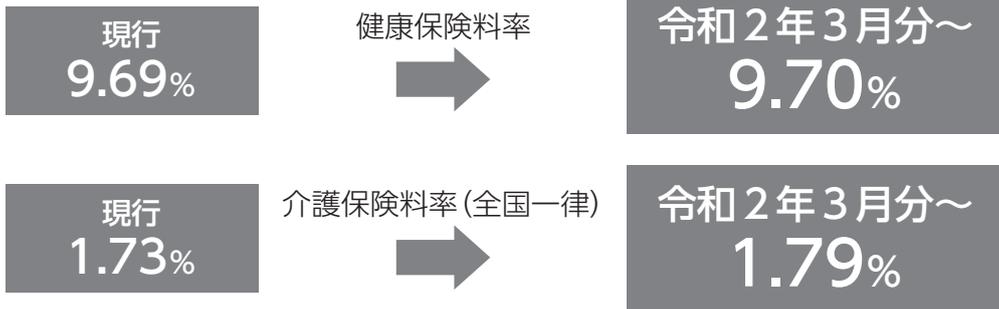
このように本制度は、短期の権利行使期間の制限や遺産分割手続との関連性も有する新たな制度であることから、特別寄与料の問題が関連しているかもしれないと考えられる場合は、身近な法律事務所へお早めにご相談されることをお勧めします。

令和2年3月分(4月納付分)からの 協会けんぽの保険料率についてお知らせします

○保険料率は9.70%

令和2年度の長野支部の健康保険料率は+0.01%、全国一律の介護保険料率は+0.06%、令和元年度より**引上げ**となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

※任意継続被保険者の方は、本年4月分(4月10日納付期限)の保険料から変更になります。



長野支部の健康保険料率が0.01%引上げとなるのは、医療費が全国に比べて伸びているためです。平成30年度の加入者一人あたりの医療費について、平成29年度からの伸び率を比較すると、長野支部は全国平均よりも伸びが大きくなっています。診療種別では、「入院」と「調剤」の医療費が伸びています。

加入者一人あたりの医療費の伸び率

(円)	長野支部	全国
平成29年度	146,402	154,395
平成30年度	149,105	156,731
伸び率	1.8%	1.5%

○医療費の伸びを抑えるために

◇入院に至る前の疾病予防や早期治療が大切です。生活習慣病の予防や早期治療に有効な**特定健診・特定保健指導**を利用しましょう！

胃・肺・大腸がんや乳がん・子宮頸がんの検診を含んだ協会けんぽの「生活習慣病予防健診」や保健師・管理栄養士による「特定保健指導」を利用し、疾病を未然に防ぎましょう。また健診の結果、要治療・再検査と判定された方は、重症化を防ぐために医療機関を受診しましょう。

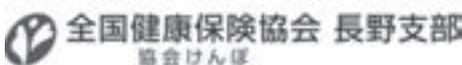
◇医療機関等を受診する際は**お薬手帳を携帯し、かかりつけ薬局を持ちましょう。また、お薬はジェネリック医薬品を選びましょう！**

昨今、たくさんの種類の薬を服用して副作用が生じる、多剤服用(ポリファーマシー)が問題になっています。多剤服用は、医療費の増大だけでなく身体にも大きな負担になります。長野支部では、長野県薬剤師会の協力を得て、お薬手帳を保険証や診察券と一緒に収納できる「お薬手帳カバー」を配布しています。お薬手帳を習慣的に携帯することで、薬剤師の指導のもと適切な服用が可能になります。

加入者の皆さま、お一人おひとりの健康の積み重ねが
保険料率の上昇を抑える大きな力となります。
何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。



共に目指します。世界で一番(ACE)の健康長寿。メルマガ登録から健康づくりを始めよう！



毎月10日に健康情報配信中！
登録はこちらから→→→



kyoukaikenpo.or.jp (@の後ろ)からのメールを受信できるよう設定してください



各種サービスのご紹介

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

大口・多頻度割引制度（後払制度）

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETC システムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。
但し、1 台月額 3 万円以上となります。



法人会員の ETC カードによる割引制度（後払制度）

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合の ETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

申込み・問い合わせは
(協) 長野県商工振興会
<http://www.alps.or.jp/shoko/>
〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内
TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

中小企業・個人事業所の

大黒柱

休業支援共済

持病を
お持ちの方も
ご相談
ください。

共済商品の内容

保障のコース	① 入院共済金 入院1日目から30日まで	② 休業支援共済金 継続して30日以上入院	30日以上入院した場合 の合計額（①+②）
100万円 コース	1日につき 10,000円 入院共済金支払限度30万円	一時金で70万円	100万円
50万円コース	1日につき5,000円 入院共済金支払限度15万円	一時金で35万円	50万円
30万円コース	1日につき3,000円 入院共済金支払限度9万円	一時金で21万円	30万円

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田 2丁目 20-26 トキタビル3階

【中信支部】松本市中央 1丁目 23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島 2丁目 1201-40 RAKO 華乃井ホテルバース1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

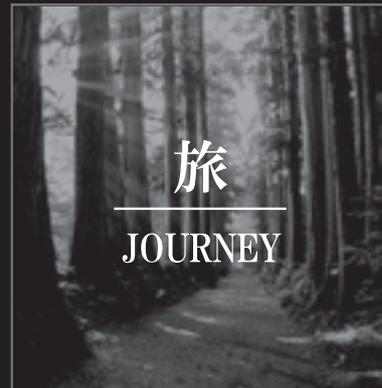
TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

LIFE *with* METROPOLITAN

やすらぎと華やぎが会う場所。



 **HOTEL
METROPOLITAN**
NAGANO JR-EAST

<https://nagano.metropolitan.jp/>



※画像はイメージです

ホテルメトロポリタン長野

026-291-7000(代表)

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
一般扱 (口座振替月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
お問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会
の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585
<https://www.taiju-life.co.jp/>

長野営業部 026-226-2820 松本営業部 0263-35-8519
諏訪営業部 0266-52-1356 あづみ野営業部 0263-84-0256
上田営業部 0268-24-2755 佐久営業部 0267-62-0358

飯田営業部 0265-24-4980
東御営業部 0268-64-5413

大樹-KB-2019-457 (損保) B-2019-66 (2019.6)
B-2019-1126 (2019.6) 使用期限 2020.3.31

令和2年度 長野県中小企業団体中央会 理事会・通常総代会開催のお知らせ

◎**理事会** 日時 令和2年4月21日(火)午後0時30分 場所 長野市「ホテル信濃路」

◎**通常総代会** 日時 令和2年5月25日(月)午後2時 場所 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いいたします。詳細につきましては後日ご案内をお送りいたします。

新型コロナウイルスに乗じた犯罪に注意!!

世界各国で大きな問題となっている新型コロナウイルス感染症に乗じて、利用者の心理につけ込んだフィッシングメールや悪質なショッピングサイトが確認されています。



手口例① フィッシングメール

新型コロナウイルスによる肺炎が広がっている問題で、マスクを無料送付確認をお願いします

<http://●●●●●●●●>

スマートフォンのショートメッセージサービス(SMS)を利用して、偽サイトへ誘導し、利用者に不正アプリをインストールさせたり、ID・パスワード等の個人情報を盗み取ったりします。

手口例② 悪質なショッピングサイト

マスクを販売しているサイトを検索中に、悪質なショッピングサイトに誘導されるケースがあります。

サイト上では一見してマスクの在庫があるように見えますが、代金を支払っても商品が発送されなかったり、会員登録時の個人情報やクレジットカード情報等を詐取されるおそれがあります。

【被害に遭わないために】

- ・心当たりのないメッセージは開かない
- ・メッセージに記載されたURLに安易に接続しない
- ・ショッピングサイト運営会社の会社情報が正しいか、自分で確認する
- ・支払い方法が前払いに限定、振込口座が個人名義といったショッピングサイトは要注意



☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を買く活用

中退共

小企業 退職金 積立 済制度

「中退共」で検索!

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

(財)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL(03)6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2020

3

No.520

第520号 令和2年3月10日発行
購読料年間3,000円(消費税・送料込み)
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01.

全国ネットワーク支援

全国ネットワークで、
企業間の連携をサポート。

47都道府県に広がる店舗網や、7万社以上のお客さまとのリレーションを活かし、商工中金はビジネスマッチングや事業承継・M&Aなど、企業の縁結びをサポートします。

02.

組合支援

中小企業組合の活動を、
情報と金融でサポート。

個々の企業では解決しきれないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、組合運営のフォローや情報提供、ご融資まで、組合活動を継続的にサポートします。

03.

海外展開支援

海外進出を、情報と金融で
継続的にサポート。

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かし、商工中金はお客さまの海外進出検討段階から現地での事業拡大ニーズまで、幅広くサポートします。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11 TEL:026(234)0145
諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6 TEL:0266(52)6600
松本支店 〒390-0811 松本市中央2-1-27 TEL:0263(35)6211



人を思う。未来を思う。

商工中金